

カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案等に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方

本「カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案等に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会の考え方
1	紙媒体における手続の場合は、押印又は署名について付させるようにして欲しい。	「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、「すべての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とされていることを踏まえて法に基づく行政手続きについてもデジタル手続きを可能とするとともに署名、押印については不要としています。なお、真正性の担保等を理由に本人又は申請者に対し確認を行うことがあります。
2	関係する事業者については、どこかしらで法人番号の記載を行わせるようにして欲しい。	免許・許可・認可等の際に登記事項証明書を提出させることとなっており、そこで把握することができます。